

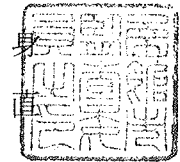
函館市監査公表第 2 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき、「電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について」を対象として、行政監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成 2 7 年 5 月 1 9 日

函館市監査委員 渡 辺 宏

函館市監査委員 植 松



平成26年度 行政監査結果報告書

1 監査のテーマ

電算システムの個人情報に係るセキュリティ管理について

2 監査の目的

大量の個人情報を取り扱う事務処理において、電算システムの活用は不可欠なものとなっており、当市においては昭和63年から総合行政情報システムを導入し、総務部情報システム課（以下「情報システム課」という。）において一元的に管理運営を行っている。しかしながら、ほぼ毎年のように行われる税制改正や介護保険料にかかる基準の見直し、更には新たな行政サービスへの対応などにより、その内容が複雑なものとなり事務処理も煩雑化しているため、総合行政情報システム以外にも、各部局において電算システム事業者と契約を交わし、それぞれの制度に特化したシステムを導入して事務処理およびその管理運営を行うという状況が広がりつつある。

近年、地方自治体や企業において、個人情報の漏えいに係る事故等が発生しているが、当市においては函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成元年函館市訓令第1号。以下「データ保護管理規程」という。）を定め、電算システムに係る個人情報の適正な管理に努めているところである。

このような状況の中、各部局が所管するそれぞれの電算システムのサーバ、端末およびネットワークなどの管理運営、特に個人情報の漏えい防止に係る対策が適正に行われているかを検証し、情報化社会における自治体職員の危機管理意識の醸成と、個人情報漏えいの未然防止に資することを目的とし、行政監査を実施したものである。

3 監査の対象および調査方法

（1）監査対象

平成26年10月1日現在稼働しているホストコンピュータ、サ

一バ、もしくは端末のいずれかを設置し、個人情報を取り扱う電算システムを利用している全部局を対象とした。

(2) 調査方法

監査対象部局に対し調査票の提出を求め、監査に必要な関係資料等による書類審査を実施するとともに、関係職員からの事情聴取や現地調査を行った。

調査に係る定義は次のとおりとした。

ア 個人情報

個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって特定の個人が識別され、または識別され得るものをいう。印刷物やインターネット等で公開されている情報については対象外とした。

また、住所、氏名、生年月日が記載されていなくても、基礎年金番号、身体障がい者手帳の番号等のように他の情報との照合により追跡可能なデータについては個人情報とした。

イ 電算システム

与えられた一連の処理手順に従って事務を自動的に処理する電子的機器およびその周辺機器で構成される集合体を指す。本調査における電算システムとは、情報システム課の所管する住民情報システム、財務会計システムや各部局が設置・所管する電算システムのほか、当市以外の国や道、外部関係機関が所管、設置する電算システムも対象とした。

なお、パソコンに標準装備されている表計算やデータベースのアプリケーション等を使用し職員が作成したものについては対象外とした。

4 監査の着眼点

(1) 電算システムに係る人的管理について

ア 当市の条例およびデータ保護管理規程に則って電算システムを

取り扱っているか。

イ 管理責任者など責任の所在は明確か。

ウ 新規配属者、臨時職員に対する電算システムにおける個人情報の取扱いは周知徹底されているか。

エ 電算システムを使用する職員のＩＤおよびパスワード等権限の設定ならびにその運用状況は適正か。

オ 委託業者等との契約に個人情報保護の項目が明記されているか。

(2) 電算システムに係る技術的対策について

ア 個人情報データ等の漏えいを防止する対策はとられているか。

イ ネットワーク上を行き来するデータの安全は確保されているか。

ウ 不正アクセスに係る防止策は講じられているか。

エ ウィルス対策は徹底されているか。

(3) 電算システムに係る物理的対策について

ア サーバの保管場所は適正か。

イ 端末の設置状況や保管場所は適正か。

5 監査の期間

平成26年12月25日 ～ 平成27年5月15日

6 監査の結果

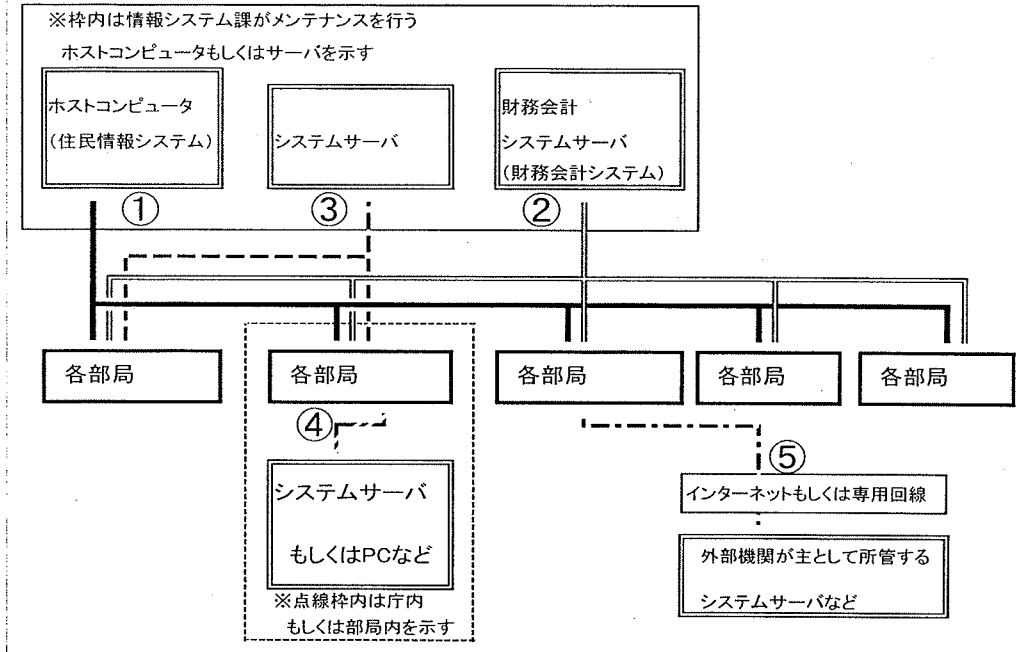
(1) 個人情報を取り扱う電算システムの設置・利用状況について

この度の行政監査の対象となる個人情報を取り扱う電算システムについては、それぞれの設置目的や運用状況、また、取り扱う情報量やシステムの規模が全く異なることから、システムの管理状況やネットワーク環境などから判断し、対象となるシステムを次の図のとおり分類した。

また、以下各電算システムの名称の記載については、業務との関連性を理解し易くするため、一部、当該業務における通称を用いた。

対象となるシステムの分類

- (1) 住民情報システム…①
- (2) 財務会計システム…②
- (3) 情報システム課がメンテナンスを行う(1)(2)以外のシステム…③
(以下、「情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム」という。)
- (4) 各部局が所管する電算システム…④
- (5) 国・道など外部機関が主導で所管する電算システム…⑤



ア 住民情報システム

住民情報システムは、情報システム課において管理するホストコンピュータ上で動作するオンラインシステムであり、主として当市の住民基本台帳の情報をベースとしたシステムである。その内容としては各部局からの電算処理依頼により構築されたもので、各種台帳の管理や証明の発行、諸種の利用料金や税額の決定など、業務の範囲は多岐にわたり、各支所も含めほぼ全庁的に利用している状況にある。また、ホストコンピュータでは内部情報システムとして、職員の人事および給与の管理等も行っている。

調査の結果については次の表に示すとおりである。住民情報システムを利用している部課は17部局、54課あり、端末設置台数は301台となっている。住民情報システムを利用するアクセス権限を割り振られているものは871名、うち正職員704名、嘱託職員113名、臨時職員37名、その他17名となっており、その他の内訳

としては、業務応援職員用や入力委託業者用のものとなっている。部局ごとの構成比は大きいものから順に、保健福祉部34.7%，市民部20.4%，財務部13.5%，子ども未来部6.0%，企業局5.4%となっており、上位5部局で約8割を占めている。

住民情報システムの利用状況

	(課) を住民 利用情 報する 課のシ ステム 数	(台) の住民 情報 のシ ステ ム 設置 数	住民情報システムを利用するアクセス 権限を割り振られているものの数(名)					
			正職員	嘱託職員	臨時職員	その他	計	構成比(%)
総務部	3	3	25	0	0	0	25	2.9%
財務部	3	109	95	16	1	6	118	13.5%
市民部	5	90	119	32	16	11	178	20.4%
保健福祉部	12	43	233	53	16	0	302	34.7%
子ども未来部	4	13	43	7	2	0	52	6.0%
環境部	4	9	41	0	1	0	42	4.8%
都市建設部	1	1	5	0	0	0	5	0.6%
戸井支所	3	6	18	0	0	0	18	2.1%
恵山支所	1	5	9	0	0	0	9	1.0%
楢法華支所	3	5	13	0	0	0	13	1.5%
南茅部支所	2	7	11	0	0	0	11	1.3%
消防本部	1	1	7	0	0	0	7	0.8%
教育委員会 事務局	4	2	15	0	1	0	16	1.8%
選挙管理委員会 事務局	1	1	6	0	0	0	6	0.7%
農業委員会事務局	1	1	8	0	0	0	8	0.9%
企業局	4	3	42	5	0	0	47	5.4%
病院局	2	2	14	0	0	0	14	1.6%
合 計	54	301	704	113	37	17	871	100.0%

※構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計と合わない場合がある。

イ 財務会計システム

財務会計システムは、各部局における会計業務において収入・支出の伝票の発行およびその内訳や予算の管理等を行うものであるが、この度の調査においては、その業務の中で個人情報を取り扱うものに絞って調査の対象とした。

調査の結果については次の表に示すとおりである。財務会計システムを業務に利用している部課は25部局、109課、財務会計シ

システムを利用するアクセス権限を割り振られているものは905名、うち正職員859名、嘱託職員23名、臨時職員4名、その他19名となっており、その他の内訳としては、組織で管理するための権限や、入力委託業者用などとなっている。部局ごとの構成比は大きいものから順に、保健福祉部17.3%、教育委員会事務局11.5%、財務部9.8%、市民部9.7%、環境部8.6%となっている。

財務会計システムの利用状況

	(を財務 課利用 会計 する シス テム の数)	財務会計システムを利用するアクセス 権限を割り振られているものの数(名)					
		正職員	嘱託職員	臨時職員	その他	計	構成比(%)
企画部	7	23	0	0	0	23	2.5%
総務部	6	52	0	0	5	57	6.3%
財務部	7	81	8	0	0	89	9.8%
競輪事業部	1	8	0	0	0	8	0.9%
市民部	7	78	10	0	0	88	9.7%
保健福祉部	16	153	3	0	1	157	17.3%
子ども未来部	4	44	0	1	0	45	5.0%
環境部	6	78	0	0	0	78	8.6%
経済部	5	30	0	0	0	30	3.3%
観光部	2	16	0	0	0	16	1.8%
農林水産部	4	31	0	0	0	31	3.4%
土木部	3	26	1	0	0	27	3.0%
都市建設部	2	14	0	0	0	14	1.5%
港湾空港部	2	5	0	0	0	5	0.6%
戸井支所	3	17	0	0	0	17	1.9%
恵山支所	3	18	0	0	0	18	2.0%
楳法華支所	3	13	0	0	0	13	1.4%
南茅部支所	3	20	0	0	11	31	3.4%
会計部	1	24	0	0	2	26	2.9%
消防本部	1	7	0	0	0	7	0.8%
教育委員会 事務局	18	100	1	3	0	104	11.5%
議会事務局	1	3	0	0	0	3	0.3%
選挙管理委員会 事務局	1	6	0	0	0	6	0.7%
公平委員会事務局	1	2	0	0	0	2	0.2%
農業委員会事務局	2	10	0	0	0	10	1.1%
合 計	109	859	23	4	19	905	100.0%

※構成比については小数点以下第2位を四捨五入したため、合計と合わない場合がある。

ウ 情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム

住民情報システム，財務会計システム以外の電算システムの中で，情報システム課においてシステムのメンテナンスを行っているが，運用は各部局において行っている電算システムの設置状況は次の表に示すとおりである。

情報システム課が管理しているのは，各部局から要求される住民情報システムに係る電算処理が複雑化し，ホストコンピュータ上での動作が困難となってきたため，情報システム課において管理するサーバ上にホストコンピュータのデータを移植し，ホストコンピュータと同期をとりながら処理を進めるということが主たる理由となっている。対象となるシステムは5システム，それらを利用する部課は延べ11部局，17課となっている。

情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム

システム名	番号	目的・運用等	運用部局	システムを利用する課の数(課)	端末設置台数(台)	現地調査
滞納整理支援システム(市税)	1	市税滞納者情報の管理，滞納者の調査，経過記録，分割納付等の処理を行うため	財務部	4	55	○
滞納整理支援システム(国保料)	2	国民健康保険被保険者の保険料滞納状況の管理，経過記録の作成，滞納者への催告，差押等滞納処分の管理等の業務を行うため	市民部	1	30	○
法務省情報連携システム	3	外国人住民の住民異動に伴う法務省入国管理局への通知を生成するとともに，同局からの外国人住民の住民票の修正等に関する通知を取り込み，ホストコンピュータの住民記録システムへ反映させるため	市民部	1	2	○
保育所入所負担金収入状況照会システム	4	保育所入所負担金の収入状況を検索し，電話対応や納付催告等に利用するため	子ども未来部	1	2	○
			恵山支所	1	1	
			南茅部支所	1	1	
窓口交付システム	5	ホストコンピュータで運用する住民記録システムおよび印鑑登録システムに障害が発生した際の証明発行に対応するため	市民部	4	30	○
			戸井支所	1	2	
			恵山支所	1	2	
			椋法華支所	1	2	
			南茅部支所	1	2	

エ 各部局が所管する電算システム

各部局において電算システムを取り扱う業者と契約するなどし、それぞれ独自に管理運営を行っている電算システムの設置状況は別表 1（20～22ページ）に示すとおりである。

設置・利用している部課は17部局，延べ117課，設置数は55システムとなっている。

オ 国・道など外部機関が主導で所管する電算システム

国や道などの方針により，システム設置や制度を所管する官公庁等のサーバへの接続が義務づけられている電算システムの導入状況は別表 2（23～24ページ）のとおりである。

導入している部課は15部局，延べ45課，設置数は35システムとなっている。

（2）電算システムの管理規程について

調査票の集計および現地調査を行った結果，調査対象となるほぼ全ての電算システムは，函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号。以下「個人情報保護条例」という。）およびデータ保護管理規程に則り運用されていたところである。

また，住民情報システム，財務会計システム以外で，それぞれの電算システムに対応した個人情報保護の管理に係る要領等を別途作成し，もしくは外部から示された要領等により電算システムを運用しているものは次の表に示すとおりである。

個人情報保護条例・データ保護管理規程以外に運用の規程を定める電算システム

区 分	所管部局	システム名	規程を定める団体等
各部局が所管する電算システム	競輪事業部	e スマートシステム (T-6e)	日本トーター株式会社
	市民部	戸籍事務電算処理システム	函館市
	環境部	粗大ごみ受付等管理システム	函館市
	環境部	し尿収集等管理システム	函館市
	農林水産部	森林GIS	北海道
	病院局	OSG院内がん登録システム	函館市（市立函館病院院内がん委員会）
国・道など外部機関が主導で所管する電算システム	市民部	ねんきんネット	日本年金機構
	市民部	住民基本台帳ネットワークシステム	地方公共団体システム機構
			函館市
	農林水産部	森林資源検索システムおよび森林経営計画認定プログラム	北海道
	農業委員会事務局	農業者年金記録管理システム	独立行政法人農業者年金基金
	病院局	ID-Link	道南地域医療連携協議会
	病院局	スカラネット	独立行政法人日本学生支援機構

(3) 電算システム端末等の管理状況について

調査票において複数回答を可とする選択式の設問を付し、回答の集計を行ったところ、次の表に示す結果を得た。

離席等の端末管理状況および新規配属職員などの個人情報に係る意識付けなど

		離席時・退庁時の端末の管理状況						新規配属・臨時職員等に対する個人情報取扱いに係る意識付けなど					
		離席時は操作画面のままにしない	ＩＤ等を記載したものを端末近くに置かない	端末立ち上げに係るパスワード等を設定	移動可能な端末等はロッカー等へ保管	特に何も行っていない	その他	研修等を行って説明	引継ぎ書等書面に おける説明	前任者・従前からの業務の中で説明	特に何も行っていない	その他	
区 分	システムを利用する課の数 (課) ※延べ数												
住民情報システム	54	51	48	48	4	1	0	8	3	50	1	0	
	構成比 (%)	94.4%	88.9%	88.9%	7.4%	1.9%	0.0%	14.8%	5.6%	92.6%	1.9%	0.0%	
財務会計システム	109	93	86	74	7	1	2	4	4	100	4	0	
	構成比 (%)	85.3%	78.9%	67.9%	6.4%	0.9%	1.8%	3.7%	3.7%	91.7%	3.7%	0.0%	
情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム	17	17	17	16	4	0	0	1	0	17	0	0	
	構成比 (%)	100.0%	100.0%	94.1%	23.5%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	
各部局が所管する電算システム	118	99	95	106	17	0	11	20	6	114	1	5	
	構成比 (%)	83.9%	80.5%	89.8%	14.4%	0.0%	9.3%	16.9%	5.1%	96.6%	0.8%	4.2%	
国・道など外部機関が主導で所管する電算システム	45	42	40	44	4	0	2	8	1	44	0	0	
	構成比 (%)	93.3%	88.9%	97.8%	8.9%	0.0%	4.4%	17.8%	2.2%	97.8%	0.0%	0.0%	
合 計	343	302	286	288	36	2	15	41	14	325	6	5	
	構成比 (%)	88.0%	83.4%	84.0%	10.5%	0.6%	4.4%	12.0%	4.1%	94.8%	1.7%	1.5%	

ア 離席時・退庁時の端末の取扱いについて

調査票の回答を基に現地調査においても確認したが、離席時に操作画面のまま放置しないこと、他人に見られるような場所にID・パスワードを記したものを置いておかないこと、端末起動時にパスワードを入力することなどの個人情報を取り扱う基本的な取り決めについては、全体の8割以上で行われていた。

その他の回答の内訳として、端末の管理に係り「端末保管のため別途設けられた施錠付きの格納容器がある」、「端末を盗難から防ぐためセキュリティワイヤーで物理的に固定している」、「執務室が無人になる際には施錠徹底をルール化している」、「24時間の勤務体制（消防本部等）であるため電算システムを管理する職員が常駐している」などがあった。

イ 新規配属・臨時職員等に対する個人情報の取扱いに係る意識付けについて

新規配属職員等に対して、電算システムにおける個人情報の取扱いなどを説明する機会については、通常の業務時間中に前任者や周囲の職員から口頭で説明を受けるものがほとんどであった。

なお、住民情報システム、各部局が所管する電算システム、国・道など外部機関が主導で所管する電算システムにおいては、それぞれ15%程度だが研修を開催していた。

その他の回答の内訳として、「外部講師を招き、所属する全職員に個人情報保護に係るセミナーを実施している」、「契約業者からの指導を受けている」などがあった。

(4) 業者等との契約に係る個人情報保護の取扱いについて

データ入力などのオペレーションや情報処理等、業者が個人情報を取り扱う旨の外部委託契約をしている電算システムについて調査した。

住民情報システム、財務会計システム、情報システム課が管理し

各部局が運用する電算システムについては情報システム課が契約主管課となり、個人情報保護の取扱いを定めた契約が締結されていた。

各部局が所管する電算システムについては、55システムのうち21システムにおいてデータ入力などの外部委託契約が必要となっており、その全ての契約で個人情報保護の取扱いが定められていた。

国・道など外部機関が主導で所管する電算システムについては、35システムのうち3システムにおいてデータ入力などの外部委託契約が必要となっており、その全ての契約で同様に個人情報保護の取扱いについての必要事項が定められていた。

(5) 電算システムの安全性の確保について

ア 住民情報システム

住民情報システムのネットワークは物理的に閉鎖された専用回線を使用し、本庁舎以外の部局や支所にも接続している。管理については情報システム課が行っており、不正アクセスやウィルス等を検知するソフトウェアを導入し、そのセキュリティの確保に努めている。住民情報システム以外の電算システムにおいても、この回線を使用しているものがある。

また、ホストコンピュータは専用のマシンルーム内で管理され、マシンルームへの入室については認証キーにより制限されている。

イ 財務会計システム

財務会計システムは庁内LANのネットワーク上で動作し、情報システム課が管理を行っている。庁内LANには外部からの不正アクセスを遮断するファイアーウォールが設置され、その安全性が確保されており、また、庁内LANに接続するコンピュータについてはウィルス対策ソフトの導入が義務づけられ、随時ソフトの更新を行い、常に最新のウィルス定義で運用が図られるものとなっている。財務会計システムのサーバは、住民情報システムのホストコンピュータと同じマシンルームで管理されている。

ウ 情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム

情報システム課が管理し各部局が運用する電算システムは、物理的に閉鎖された専用回線を使用しており、住民情報システムと同様のセキュリティ確保が図られている。また、当該システムの全てのサーバは、住民情報システムのホストコンピュータと同じマシンルームで管理されている。

エ 各部局が所管する電算システム

各部局が所管する電算システム55システムについて、調査票の回答を基に現地調査を行った結果をまとめたものは次の表に示すとおりである。

各部局が所管する電算システムの安全性

区 分	システムの数 (システム)	システムを搭載する本体の種別		サーバ等設置・保管場所				ウィルス対策の有無		ネットワークへの接続等				システムへのアクセス権限の設定方法			
		サーバ	PC	本庁舎 マシ ンル ーム	当市施設内 マシ ンル ーム	外部委託業者等	執務室内	あり	なし	回線	住民システムの専用回線	庁内LAN	スタンドアローン	個別ID	共用ID	その他	なし
各部局が所管する電算システム	55	32	23	10	4	9	32	41	14	5	28	1	21	23	22	3	7

(ア) 電算システムを搭載する本体の種別および設置・保管場所について

電算システムを搭載する本体については、サーバであるものが32システム、パソコンであるものが23システムであった。本体の設置・保管場所について、本庁舎のマシンルームに設置・保管しているものが10システム、それ以外の市の施設のマシンルームに設置・保管しているものが4システム、外部委託業者において設置・保管しているものが9システム、執務室内に設

置・保管しているものが32システムとなっており、大型のサーバが執務室に設置されている事例も見受けられた。マシンルーム以外に設置・保管しているシステム本体は、専用のラックに収納され施錠管理がなされており、退庁時の執務室の施錠も徹底され、セキュリティは確保されていることを確認した。

(イ) ウィルス対策について

ウィルス対策については、なしと回答したものが14システムあったが、いずれも完全にネットワークと遮断されたスタンドアローンで運用されていた。また、当該システムについてはUSBメモリなどを使用して他の電算システムとデータの交換等を行う場合があるが、いずれもウィルスチェック済みの専用のUSBメモリを使用するなどの対策がとられていた。

(ウ) ネットワークへの接続等について

ネットワークへの接続等については、住民情報システムの回線へ接続するものが5システム、専用回線へ接続するものが28システム、庁内LANへ接続するものが1システムとなっており、いずれも外部への個人情報の流出などのリスクは低いものとなっている。ネットワークに接続せずスタンドアローンで運用するものについては21システムとなっている。

(エ) 電算システムへのアクセス権限の設定方法について

電算システムへのアクセス権限の設定方法については、個別IDを設定しているものが23システム、供用IDを設定しているものが22システム、その他のものが3システム、アクセス権限を設定していないものが7システムあった。

個別IDについては、当該システムへのアクセス履歴から、アクセスした個人の特定が可能である。一方、供用IDについては、組織や業務内容によって各々割り振られており、アクセ

スした個人の特定はできないものとなっている。最近導入の電算システムについては個別IDを使用するものが多く、古いものについては供用IDを使用しているものが多い傾向が見られた。

その他の3システムではアクセス権限の設定方法として、特定のデバイスを本体に接続することでシステムが動作するUSB認証システムなどが使用されていた。

電算システムへのアクセス権限について設定のないものが7システムあったが、十数年前に関係官公庁から市町村に頒布されたソフトウェアや、スタンドアローンで使用するコンピュータに当該システムのみを搭載しているものなどであった。いずれも、端末起動時の初期画面においてパスワードを入力する設定がなされていた。

オ 国・道など外部機関が主導で所管する電算システムについて

国・道など外部機関が主導で所管する電算システム35システムについて、調査票の回答を基に現地調査を行った結果をまとめたものは次の表に示すとおりである。

国・道など外部機関が主導で所管する電算システムの安全性

区 分	システムの数 (システムの数)	ウィルス対策の有無		ネットワークへの接続等		システムへのアクセス権限の設定方法		
		あり	なし	専用回線	暗号化インターネット上の	個別ID	供用ID	その他
国・道など外部機関が主導で所管する電算システム	35	35	0	33	2	23	6	6

(ア) ウィルス対策について

ウィルス対策については、全てのシステムにおいて対策がとられていた。

(イ) ネットワークへの接続等について

ネットワークへの接続等については、専用回線へ接続するものが33システム、インターネット上の暗号化されたサーバへアクセスするものが2システムであった。専用回線を利用している中でも、情報の秘匿性の高い重要なシステムについては、地方自治体間を繋ぐ専用回線LG-WANを利用しているものが多かった。

(ウ) 電算システムへのアクセス権限の設定方法について

電算システムへのアクセス権限の設定方法については、個別IDを設定しているものが23システム、共用IDを設定しているものが6システム、その他のものが6システムであった。共用IDを使用する場合、各自治体に対しIDを割り当てるケースが多く、さらに最近では不正アクセスのリスクを排除するため、3か月ごとにパスワードの変更が行われるというシステムも導入されている。

その他の6システムでは、当該システムを利用する職員の身体の一部を使った生体認証や、数分ごとにパスワードの変更が行われるワンタイムパスワードなどが使用されていた。

7 監査意見

(1) 電算システムに係る人的管理について

行政監査の対象とした個人情報を取り扱うシステムをその運用状況から5つに区分し調査したが、「住民情報システム」、「財務会計システム」、「情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム」については、運用実績が長いことや全庁的に利用していることなどから、各部局の業務におけるシステムの利用方法が確立しており、職員間における個人情報の取扱いに係る認識は高く、端末の管理、ID・パスワード等の管理について適正であると認められ

た。

「各部局が所管する電算システム」，「国・道など外部機関が主導で所管する電算システム」については，アクセス権限にかかる I D・パスワードの管理において，システム利用者の人事異動時の対応や外部機関への必要な届出がなされているなど，適正に行われていると認められた。しかし，「各部局が所管する電算システム」の一部には旧型のシステムもあり，それらのシステムについては，端末起動時の初期画面のパスワード管理のみのものもあった。本来であればシステム動作時の I D・パスワード設定による管理が望ましいが，システムの改修や更新が困難であるならば，今後も端末起動時のパスワードの定期的な更新を行うなど，安全確保の徹底を望むものである。

調査対象となるほぼ全てのシステムは，個人情報保護条例およびデータ保護管理規程に則り運用されていたところである。しかし，「住民情報システム」，「財務会計システム」以外で，それぞれの電算システムに対応した個人情報保護の管理に係る要領等を作成，もしくは外部から示された要領等により電算システムを運用しているものについては，全体の数からしてみれば少数である。市民部の「北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム」や保健福祉部の「福祉総合システムふれあい」などは，サービスを利用する市民の年齢や所得，世帯構成等を取り扱うことから，個人情報保護条例およびデータ保護管理規程のみで，個人情報の安全管理を図るの是不十分と思われる。秘匿性の高い情報を扱うもの，大量の情報を取り扱うものなどについては，情報システム課で一定の要件を定め，当該電算システムの取扱要領の作成をデータ保護管理規程において明文化することが望ましい。また，各部局においてはシステムの安全管理に係る規程を整備する際には，積極的に情報システム課から助言を受けるよう努めるべきである。

(2) 電算システムに係る技術的対策について

「住民情報システム」と「情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム」のネットワークについては、物理的に閉鎖された専用回線を使用したうえで不正アクセスやウィルスを検知するソフトウェアを導入し、また、「財務会計システム」のネットワークとなる庁内LANについても、ウィルス対策ソフトの導入やファイアーウォールを設置するなど、いずれも個人情報漏えいや外部からの不正アクセス等に対する防止策は適正であると認められた。

しかし、「各部局が所管する電算システム」，「国・道など外部機関が主導で所管する電算システム」については、個人情報漏えいや外部からの不正アクセス等に対する防止策はとられているものの、ネットワークの管理に一部課題があった。

外部接続に係るネットワークについては、利用可能な多種の通信回線サービスがあり、その技術も様々で、それぞれメリット・デメリットがある。システムの導入時に敷設してしまえば、その後の運用は通信会社に委託され、各部局の担当職員が係わることが少なくなってしまうため、この度の現地調査においても、設置後数年を経過したシステムについては現状を即答できない場面も散見され、障害発生時の即時対応に不安が感じられた。各部局の電算システムの担当者においては、全ての専用回線・ネットワーク構成の技術的な内容を理解する必要はないが、万が一障害が発生した際のリスク管理に備えて、当該システムの通信回線について最低限の知識を持つことや、組織内において複数の職員が知識を共有することも必要と史料される。

(3) 電算システムに係る物理的対策について

「住民情報システム」の中心となるホストコンピュータ本体については専用のマシンルーム内で管理され、入室については認証キーにより制限するなど、個人情報のセキュリティに関しては適正であると認められた。また、「財務会計システム」，「情報システム課が管理し各部局が運用する電算システム」についても、前記と同様

の管理がなされ、適正であると認められた。

「各部局が所管する電算システム」のうち、スタンドアローンで動作するもの、もしくは完全に独立したフロア規模のネットワークシステムで動作するものは、外部から独立、隔離させることを前提としているが、誤って庁内LANケーブルを繋ぐことによって簡単にインターネットに接続することができる端末やウィルス対策がとられていないものもあるため、インターネットに接続するアプリケーションの使用に制限をかけたり、物理的にケーブル接続部分を塞ぐなどの対策を速やかにとるべきである。また、やむをえず当該端末もしくはパソコンを他の業務に利用するなどの目的で、外部接続が必要となった場合には、最新定義のウィルス対策、ネットワーク上の非共有設定など安全管理の徹底を望むものである。

執務室内に本体が設置・保管されている単体のパソコンに搭載されている電算システムについては、施錠管理により業務時間外等の執務室内の防犯体制は確保されているものの、悪意のあるものによる当該パソコンの盗難や損壊されるリスクは皆無ではない。盗難、損壊防止用のワイヤーの取り付けや施錠可能な収納ラック等の設置など、特に夜間無人となる外部の施設等については積極的な安全確保を講ずるべきと考える。

(4) まとめ

この度の行政監査は、情報化社会における自治体職員の危機管理意識の醸成と、個人情報漏えいの未然防止に資することを目的とし行ったものであるが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の利用が平成28年1月から始まる。

社会保障、税および災害対策の分野における行政運営の効率化を図り、国民にとって利益性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものであるが、一方で個人情報に係わる懸念も示されている。地方公共団体においても、マイナンバー

を含む特定個人情報に対しては安全管理措置を講ずることとされ、統括責任者の設置などの「組織的安全管理措置」、事務取扱担当者に対する適切な監督などの「人的安全管理措置」、情報システム室等の入退出管理や電子媒体などを持ち出す際のデータの暗号化などの「物理的安全管理措置」、アクセス制御や外部からの不正アクセス防止などの「技術的安全管理措置」が求められている。

こうしたことから、今回の行政監査において、市としての個人情報の適正な管理運用の実態は確認できたところではあるが、マイナンバー制度にあわせ、さらなる安全管理措置を確立するよう要望するものである。

別表 1-1 各部局が所管する電算システム

所管部局	番号	システム名	目的・運用等	システムを利用する課の数(課)	端末設置台数(台)	現地調査
			他部局の利用状況(再掲)	再掲	再掲	
企画部	1	Joruri CMS	市ウェブページの管理および各記事ページの作成を行うため(アンケートに係る個人情報の集約を行うのは企画部および観光部、個人情報の取扱いに係るもののみ計上)	2	2	○
			観光部	1	1	○
総務部	2	防災地理情報システム	地域防災計画に使用する各種図面の作成や、地図上で災害時の危険箇所の把握などを行うため	1	1	○
財務部	3	市公共施設等通勤用自動車駐車使用管理システム	市の施設における職員等の駐車使用の情報管理、使用料等納入通知書、許可証等の発行および使用料、貸付料の収納管理を行うため	1	1	○
	4	イメージファイリングシステム	課税資料閲覧等の簡便化を目的とし、電子媒体課税資料からイメージファイルを作成して他の課税資料と直接連携するため	3	27	○
	5	家屋評価システム	家屋評価業務の効率化を目的とし、家屋評価およびその他物件の管理をするため	1	14	○
	6	地番町割図管理システム	課税・評価事務の効率化を目的とし、土地の位置や形状等から評価の資料として利用するため	1	12	○
	7	過年度収納情報管理システム	過年度収納から還付するための収納情報管理を目的とし、市税の賦課・徴収に係るシステムから削除された収納情報を当システムに移植し保存・管理を行うため	1	2	○
競輪事業部	8	eスマートシステム(T-6e)	投票業務の電子マネー化に伴う顧客管理、競輪投票、払戻業務、電子マネー管理を行うため	1	20	○
市民部	9	戸籍事務電算処理システム	戸籍の証明発行や届出処理ほか関連業務に係る市民サービスの向上を目的とし、事務処理の効率化を図るため	8	50	○
			戸井支所	1	2	
			恵山支所	1	2	
			楸法華支所	1	2	
			南茅部支所	1	2	
保健福祉部	10	臨時職員給与システム	毎月の臨時職員の賃金計算およびその管理に使用するため	1	1	○
	11	介護保険指定事業者等管理システム	介護保険業者の指定など、指導監査業務等の情報管理を行うため	1	1	○
	12	障害福祉サービス指定事業者管理システム	障害福祉サービス事業者の指定など、指定監査業務等の情報管理を行うため	1	1	○
	13	介護認定審査会支援システム	介護度の判定材料となる複数の資料をスキャン・結合し、対象者のデータを各個別に作成するなどを行うため	1	1	○
	14	認定ソフト2009SP3	認定審査会により判定された要介護度を入力し、申請者へ結果通知等を作成するため当該システムにて結果を入力しデータをホストコンピュータのシステムに反映するため	1	1	○
	15	保健福祉個人情報システム	介護保険や高齢者福祉に関わる事業利用申請の情報を総合的に管理するため	2	2	○
	16	緊急通報システムセンター装置	市民の利用する緊急通報システムの設置状況を管理し、通報情報を迅速に把握し緊急時の対応に役立てるため	2	2	○
			消防本部	1	1	○
	17	GPRIME保健総合システム	健康増進法に基づくがん検診受診者の管理、受診結果の入力および統計調査等を行うため	3	8	○

別表 1-2 各部署が所管する電算システム

所管部署	番号	システム名	目的・運用等	システムを利用する課の数(課)	端末設置台数(台)	現地調査
				他部署の利用状況(再掲)	再掲	
保健福祉部	18	障害福祉システム	身体障害者手帳の交付、療育手帳および精神障害者手帳の情報管理など、制度における業務の効率的かつ効果的な運営を図るため	7	37	○
			戸井支所	1	1	
			恵山支所	1	1	
			楳法華支所	1	1	
			南茅部支所	1	1	
	19	障害支援区分判定ソフト	障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定件数を確定し、厚生労働省へ報告するため	1	2	○
	20	福祉総合システムふれあい	医療・介護扶助業務、統計業務等、生活保護業務実施のため	4	67	○
	21	レセプト電子システム	レセプトを電子データで受け取り、電子データによる再審査請求、医療費分析等を行うため	4	3	○
子ども未来部	22	臨時職員給与システム	毎月の臨時職員の賃金計算およびその管理に使用するため	1	1	○
	23	奨学金管理システム	奨学金、入学準備金等貸付返還業務を行うため	1	1	○
	24	母子・寡婦福祉資金照会システム	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付金台帳を管理するため	1	3	○
	25	GPRIME保健総合システム	定期予防接種履歴の入力および統計等・妊娠届出書記載事項、乳幼児健診受診結果の入力および統計等を行うため	1	4	○
環境部	26	粗大ごみ受付等管理システム	粗大ごみ収集の受付、収集計画、実績登録、各種データ管理を行うため	1	16	○
	27	し尿収集等管理システム	し尿収集の受付、収集計画、実績登録、各種データ管理を行うため	1	6	○
農林水産部	28	漁港施設使用許可システム	漁港施設使用許可事務の情報処理化を目的とし、プレジャーボートの使用許可における申請者の情報等を管理するため	1	1	○
	29	土地所有者届出等管理システム	森林所有者の管理データ作成および北海道担当課への届出等に利用するため	1	1	○
	30	森林GIS	地番、林小班から検索し航空写真、森林計画図による森林現況把握するため	1	1	○
	31	水土里GISLight	地番から検索し農地所有者の現況把握するため	1	1	○
土木部	32	函館市地番図システム(道路)	道路法に基づく道路用地採納業務などの管理を目的とし、道路管理業務に必要な処理を行うため	1	5	○
	33	函館市地番図システム(河川)	河川法・普通河川管理条例に基づく個人所有地を流れている河川、水路等の情報管理のため	1	1	○
都市建設部	34	建築計画概要書閲覧システム	建築基準法の規定による建築計画概要書の管理、建築物の概要確認、証明書交付、業者や申請者に対する複写サービス等を行うため	1	1	○
	35	市営住宅駐車場管理システム	市営住宅の駐車場使用者管理、使用料管理、各種通知書や帳票出力を行うため	1	3	
消防本部	36	消防緊急情報システム	119番通報の受信、災害地点の決定、部隊編成、出動指令、災害事案の管理、車両動態管理、統計管理等に利用するため	9	77	○

別表 1-3 各部局が所管する電算システム

所管部局	番号	システム名	目的・運用等	システムを利用する課の数(課)	端末設置台数(台)	現地調査
教育委員会事務局	37	臨時職員給与システム(管理課)	毎月の臨時職員の賃金計算およびその管理に使用するため	1	1	○
	38	臨時職員給与システム(保健給食課)	毎月の臨時職員の賃金計算およびその管理に使用するため	1	1	○
	39	RICS	図書館利用者カードの管理のため	1	44	○
	40	就学援助システム	就学援助費の計算と支給等の業務のため	1	1	○
	41	教務支援システム	生徒情報管理、成績処理等の円滑な運用のため	1	5	
選挙管理委員会事務局	42	期日前・不在者投票管理システム	市内8箇所の期日前投票所における投票人名簿との対照及び投票状況の処理のため	1	19	○
農業委員会事務局	43	農地基本台帳	農地法に基づく農地、農家の管理業務に利用するため	1	1	○
企業局	44	財務会計システム(企業局)	企業局における経理処理において会計伝票の発行、帳簿の作成、支出データの生成をするため	12	30	○
	45	料金システム	給水装置管理、水道メーター管理、定期検針、転居清算、料金更正、納付書発行、口座振替、料金収納、滞納整理等の業務を行うため	6	49	○
	46	マッピングシステム	管路の計画策定・工事設計・維持管理などの業務、市民等への管路情報の提供などのため	5	28	○
	47	給排水工事台帳システム	給排水工事の申請箇所・手数料・指定工事事業者等の管理のため	2	22	○
	48	定期券発券システム	特定区間を繰り返し乗車する乗客を対象として、一定の期間を区切って発行する定期乗車券を継続して作成するため	1	3	○
病院局	49	財務会計システム(病院局)	病院局における経理処理において会計伝票の発行、帳簿の作成、支出データの生成をするため	7	10	○
	50	MegaOak IBARS II	患者受付・入院管理・会計・レセプト作成など保険請求業務のため	1	143	
	51	OSG院内がん登録システム	がん登録データ・予後情報の入力、国立がんセンターへの情報提供を行うため	1	13	
	52	診療録管理システム	病歴データ入力、貸し出し管理、データ抽出、疾病統計を作成するため	1	2	
	53	電子カルテシステム	診療業務を行うため	2	691	○
	54	医療事務システム(恵山)	診療報酬請求業務における窓口会計やレセプト作成等を行うため	1	5	
	55	医療事務システム(南茅部)	診療報酬請求業務における窓口会計やレセプト作成等を行うため	1	6	

別表 2-1 国・道など外部機関が主導で所管する電算システム

	番号	システム名称	主となり所管する外部機関	目的・運用等	システムを利用する課の数(課)	端末設置台数	現地調査
企画部	1	北海道電子自治体共同システム (簡易申請)	北海道電子自治体共同運営協議会	簡易申請を使用し、市民からの意見等を集めるため	1	5	○
総務部	2	武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム	消防庁	武力攻撃災害等による避難住民、負傷・死亡住民の情報収集のため	1	7	○
財務部	3	地方税ポータルシステム対応ASPサービス	(社)地方税電子化協議会ほか	確定申告書、給与支払報告書等の電子申告や年金保険者から年金支払の電子データ收受に対応し課税資料を作成するため	2	4	○
市民部	4	国保総合システム	北海道国民健康保険団体連合会	レセプト点検業務、受療内容の確認を行い重複・頻回受診者リスト作成等を行うため	1	8	○
	5	保険者Webシステム	北海道国民健康保険団体連合会	レセプトデータ、請求書の内訳やそれに係る集計表など、当市と保険者、連合会の間のデータの送受信を行うため	1	8	○
	6	国保データベースシステム	北海道国民健康保険団体連合会	レセプト・検診情報等を活用したデータヘルスの推進を目的とし、加入者の健康状況の把握・比較分析、加入者の疾病別等の医療費の分析を行うため	1	2	○
	7	特定健康診査等システム	北海道国民健康保険団体連合会	特定健康診査費用決済業務や、法定報告である特定健康診査保健指導事後管理を行うため (※保健福祉部と供用 保健所内に設置し運用をしている)	1	1	○
	8	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム	北海道後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付等を行うため	4	13	○
	9	ねんきんネット	日本年金機構	資格取得手続き時における第1号被保険者期間の確認や、保険料免除業務においての納付確認等を行うため	3	4	○
	10	住民基本台帳ネットワークシステム	地方公共団体情報システム機構	特別転入、住民票の広域交付、住民基本台帳カード管理等の業務を行うため	4	8	○
	11	戸籍副本データ管理システム	法務省民事局	大規模災害等に備えた戸籍データのバックアップを行うため	1	1	○
保健福祉部	12	在留カード等発行システム	法務省入国管理局	入国管理局と市区町村との外国人住民の住民票への記載等に係る双方向の通知を行うため	1	2	○
	13	伝送通信ソフト	北海道国民健康保険団体連合会	高額医療合算介護サービス費の算定にあたり、介護給付費支給対象者の情報を授受するため	1	1	○
	14	障害支援事務システム	厚生労働省	障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定件数を厚生労働省に報告するため	1	1	○
農林水産部	15	NESID(感染症サーベイランスシステム)	厚生労働省	感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律に基づき感染症の発生情報の正確な把握と分析などを行うため	1	3	○
	16	青年就農給付金給付対象者データベース	全国農業会議所	青年就農給付金給付対象者の関係機関における適切な管理を行うため	1	1	○
	17	森林資源検索システムおよび森林経営計画認定プログラム	北海道水産林務部 林務局森林計画課	森林現況の把握、各種資料、森林経営計画認定データ作成および北海道担当課へのデータ報告を行うため	1	3	○
都市建設部	18	建築行政共用データベースシステム	(一財)建築行政情報センター	建築基準法・建築士法の規定による各台帳管理を行うため	1	8	○

別表 2-2 国・道など外部機関が主導で所管する電算システム

	番号	システム名称	主となり所管する外部機関	目的・運用等	システムを利用する課の数(課)	端末設置台数	現地調査
戸井支所	19	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム	北海道後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付等を行うため	1	1	
	20	住民基本台帳ネットワークシステム	地方公共団体情報システム機構	特例転入、住民票の広域交付、住民基本台帳カード管理等の業務を行うため	1	1	
	21	森林資源検索システムおよび森林経営計画認定プログラム	北海道水産林務部 林務局森林計画課	森林現況の把握、各種資料、森林経営計画認定データ作成および北海道担当課へのデータ報告を行うため	1	3	
恵山支所	22	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム	北海道後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付等を行うため	1	1	
	23	住民基本台帳ネットワークシステム	地方公共団体情報システム機構	特例転入、住民票の広域交付、住民基本台帳カード管理等の業務を行うため	1	1	
	24	森林資源検索システムおよび森林経営計画認定プログラム	北海道水産林務部 林務局森林計画課	森林現況の把握、各種資料、森林経営計画認定データ作成および北海道担当課へのデータ報告を行うため	1	2	
檜法華支所	25	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム	北海道後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付等を行うため	1	1	
	26	住民基本台帳ネットワークシステム	地方公共団体情報システム機構	特例転入、住民票の広域交付、住民基本台帳カード管理等の業務を行うため	1	1	
	27	森林資源検索システムおよび森林経営計画認定プログラム	北海道水産林務部 林務局森林計画課	森林現況の把握、各種資料、森林経営計画認定データ作成および北海道担当課へのデータ報告を行うため	1	2	
南茅部支所	28	北海道後期高齢者医療広域連合電算処理システム	北海道後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療に係る届けおよび申請の受付等を行うため	1	1	
	29	住民基本台帳ネットワークシステム	地方公共団体情報システム機構	特例転入、住民票の広域交付、住民基本台帳カード管理等の業務を行うため	1	2	
	30	森林資源検索システムおよび森林経営計画認定プログラム	北海道水産林務部 林務局森林計画課	森林現況の把握、各種資料、森林経営計画認定データ作成および北海道担当課へのデータ報告を行うため	1	2	
教育委員会事務局	31	北海道電子自治体共同システム（公共施設予約）	北海道電子自治体共同運営協議会	施設予約状況の管理、申請および許可事務を行うため	2	9	
農業委員会事務局	32	農業者年金記録管理システム	独)農業者年金基金	農業者年金の加入者、受給権者の届出作成および処理状況入力を行うため	1	2	○
企業局	33	北海道電子自治体共同システム（簡易申請）	北海道電子自治体共同運営協議会	特定商取引法に基づく、記念乗車券および市電関連等の通信販売を行うため	1	2	○
病院局	34	ID-Link	道南地域医療連携協議会	道南地域の施設における診療情報の共有を図るため	1	18	○
	35	スカラネット	独立行政法人日本学生支援機構	高等看護学校における奨学金採用・継続・認定を行うため	1	1	○